

福井医療大学国家試験対策会議規程

(目的)

第1条 福井医療大学（以下「本学」という。）の国家試験に関する事項の分析、対策、連絡等を行うために、国家試験対策会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学部長
- (2) 各学科長
- (3) リハビリテーション学科 教員 3名
- (4) 看護学科 教員 1名
- (5) 事務員
- (6) 学長が指名した教職員

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 会議は学部長がこれを招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 会議は、原則として、月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。

- 2 会議は委員長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名を受けたものがその職務を代行する。
- 4 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

(協議事項)

第5条 会議の協議事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国家試験対策の年間スケジュールの作成
- (2) 国家試験対策の進捗状況の確認
- (3) 模擬試験の結果と問題点の把握
- (4) 各学科間での対策についての情報交換
- (5) 国家試験の結果と問題点の把握

(報告)

第6条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。